

### 小金井平和の日 記念行事に伴う 作文コンクール

小金井平和の日条例に基づき実施する小金井平和の日記念行事に伴い、平和意識の高揚を図るための作文コンクールを実施します。

■テーマ 平和や戦争に関するもので、平和を未来に引き継いでいくために命の尊さや平和の大切さについて改めて考える機会となるようなもの  
■対象 市内在住・在学の小・中学生  
■字数 400字詰め原稿用紙5枚以内(必ず題名を付けてください)

■表彰 ▽大賞 中学生の部、小学生の部各1人 ▽優秀作品 2作品程度  
他 ▽令和5年3月11日に、入賞者には賞状および記念品を授与するほか、作品の朗読を行ってまいります ▽提出された原稿はお返ししません ▽入賞者の氏名・学校名・学年・作品を公表します(匿名不可) ▽応募は1人1通

■申込 8月31日(必着)までに、郵送または直接、住所・氏名(ふりがな)・電話番号・学校名・学年を明記し、広報秘書課広聴係(〒184-8504住所不要・市役所第二庁舎1階 ☎042-387-9818)へ

### 都市計画案の縦覧および 意見書の受け付け

住民および利害関係のある方は、縦覧期間中に意見書を受け付けます。

■対象 都市計画案生産緑地

### 縦覧・意見書受付期間 7月20日(水)～8月3日(水)

■意見書受付 受付期間内(必着)に、住所・氏名・意見を明記し、郵送、ファクス、Eメールまたは直接、都市計画課へ

■縦覧場所 同都市計画課都市計画係(〒184-8504住所不要・市役所第二庁舎5階 ☎042-387-9859 FAX 042-386-2619 ☒s060199@koga-net-shi.jp)

### 健康ガイド

健康課(保健センター)  
☎042-321-1240  
〒184-0015  
貫井北町5-18-18

### 薬物乱用防止 指導員募集

東京都薬物乱用防止小金井地区推進協議会では、小金井警察署等の関係団体と連携し、若者を有害薬物から守るためにさまざまな活動を行っています。

健康診査名	とき	対象
3～4か月児・産婦健康診査	8/4(木) / 18(木)	令和4年4月生まれの乳児と母親
1歳6か月児健康診査	8/2(火) / 23(火)	令和3年1月生まれの幼児
3歳児健康診査	8/10(水) / 24(水)	令和元年7月生まれの幼児

### 8月の各種事業案内

	とき	ところ	内容
乳幼児健康相談 (のびのび広場相談)	8月3日(水) 13:30～15:30	公民館貫井南分館	▷身体測定、育児および保健・栄養相談・母乳相談 ▷歯科相談(保健センター・公民館東分館のみ実施) 対 乳幼児。妊産婦他 持ち物等があります。事前に予約してください。月1回のみ参加可
	8月17日(水) 13:30～15:30	公民館東分館	
	8月19日(金) 13:30～15:30	婦人会館	
	8月22日(月) 13:30～15:30	桜町上水会館	
	8月25日(木) 9:30～11:00	保健センター	
栄養相談 (管理栄養士)	8月19日(金) 13:30～15:30	保健センター	▷食生活で気になること、離乳食など▷要予約▷別の日程をご希望の方は、ご相談ください

※保健師・管理栄養士・歯科衛生士による電話相談は随時受け付けます

この一つとして、危険ドラッグ等の有害薬物を撲滅し、明るく健全な地域づくりを推進するため、薬物乱用防止指導員を募集しています。

同指導員には、薬物乱用防止の広報啓発活動を行っていただきます。

■市内在住・在勤の方 申 電話で、同協議会事務局(健康課内 ☎042-321-1240)へ

### 8月の乳幼児・産婦健康診査

対象の方には、案内状を郵送しますので、届かない方は、ご連絡ください。

### 栄養講習会―骨粗しょう症を防ぐ食事

時 8月19日(金) 午前10時～11時 所 保健センター 内 栄養講習等 対 65歳以上の女性 定 10人 (申込順) 申 7月15日から、電話で健康課へ

### 愛の献血

時 8月7日(日) 午前10時～11時30分、午後1時～4時 所 JR武蔵小金井駅南口コミュニティ広場(フェスティバルコート) 対 16～64歳の方 ※60～64歳に献血経験のある方は、69歳まで献血することができます ■実施団体 東京都赤十字血液センター 同健康課

### 福祉のひろば

### 敬老会 代替事業を実施

今年度の敬老会は感染症拡大防止のため行いませんが、その代替事業として、市内の75歳以上の高齢者宅に戸別訪問し、記念品や啓発チラシ等を非対面で置き配達します。

時 7月15日(金)～10月31日(月) 同 介護福祉課 高齢福祉係 (☎042-387-9843)

### 障害者福祉センター リハビリのご利用を

自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、身体機能・生活能力の維持向上等に必要なりハビリを実施しています。

ご利用を希望する方は、ご相談ください。

時 毎週月曜・木曜・金曜日の午前9時～午後4時 所 同センター 対 難病の方もしくは、原則、障害者手帳を取得している65歳未満の方で、次のいずれかに該当する方 ▽身体に障

害があり、機能回復訓練を希望する方 ▽病状により会話が不自由になり言語訓練を希望する方 ▽障害者総合支援法に基づく算定額 他 機能訓練は、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が行います 同センター (☎042-381-8411 日曜・祝日を除く 午前9時～午後5時)

市難病者福祉手当を支給 7月期分(4～7月該当分) 振込日 7月29日(金) 振込日以降、通帳でお確かめください。金融機関によっては2・3日遅れる場合があります。

次のような場合は、ご連絡ください。 ▽振込日以降、7日を過ぎても振り込まれない場合 ▽氏名または住所、口座を変更した場合 ▽施設に入所した場合 ▽疾病状況が変化した場合 ▽手当を辞退する場合 同 自立生活支援課 障害福祉係 (☎042-387-9842)

### 善意の輪

### 社会福祉協議会取扱い 5月分(敬称略)

◆子育て支援のために ▽2万7千400円 ▽東京学芸大学 ▽3万円 ▽岸野栄二

### ひとり親世帯以外の方へ 子育て世帯生活支援特別給付金を支給

新型コロナウイルス感染症長期化の影響を受けている高校生相当以下(一定の障害を有する場合は20歳未満)の児童がいる世帯へ、1回限りで支給します。

### 重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業

### 令和4年度より回数制限がなくなりました

介護する家族等の負担軽減のため、居宅に訪問看護師を派遣します。  
■対象 市内在住で65歳未満の方のうち、主治医の指示により訪問看護サービスを利用している方で、次のいずれかに該当する方 ▽医療的なケアを必要とし、18歳に達するまでに、愛の手帳1度または2度程度の知的障がいがあり、かつ、身体障害者手帳1級または2級程度の身体障がいのある方  
▷医療的なケアを必要とする18歳未満の方  
■派遣時間 1回につき2～4時間の範囲で30分単位、1年度間96時間以内  
他 世帯の課税状況により一部自己負担があります  
同 自立生活支援課 相談支援係 (☎042-387-9841 FAX 042-384-2524)

### ひとり親世帯以外の方へ 子育て世帯生活支援特別給付金を支給

と、暗証番号を聞き取ることは絶対ありません  
■区分により申請不要の場合もありますので、申請方法等は市ホームページをご確認ください ※同給付金(ひとり親世帯分)の支給を受けた方は申請できません  
■子育て支援課 手当助成係 (☎042-387-9839)

### 非課税相当所得額の例

世帯の人数 ※申請者本人含む	非課税相当所得額
2人	1,010,000円
3人	1,360,000円